

平成29年度 委託研究契約事務処理説明書(戦略的創造研究推進事業) 主な改定事項リスト

連番	区分	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
		P	II		
1	共通	P7	II 2.	委託研究の契約について	・企業等に区分される機関においても複数年度契約を導入するため、単年度契約と複数年度契約に関する記載(旧 II 2.1)を削除。
2	共通	P7	II 2. 3)	研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化	・国のガイドライン等を踏まえ、秘密保持や知的財産の取扱いなどについて参画機関との間で共同研究契約締結等、必要な措置を講ずるよう追記。
3	共通	P7	II 2. 4)	他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生等が本研究に従事する場合の対応	・大学等における職務発明等の取扱いについて国の検討状況を踏まえ、雇用関係のない学生の発明の取扱いに係る対応を追記。
4	共通	P9	II 2. 6)③	委託研究費の繰越について	・JSTの中長期目標期間中(平成29～33年度)における繰越の対象、手続き等を明記。
5	共通	P26	III. 8. 2)	収支簿の記載方法について	・収支簿には前事業年度繰越分の収支も含めて記載する旨明記。
6	企業等	P28	III. 9. 1)①	物品等の取扱いについて 物品の種類と所有権の帰属	・企業等の取得物品の帰属基準を20万円未満から50万円未満に変更。
7	企業等	P28	III. 9. 2)②	物品等の取扱いについて 取得物品のうち報告対象となるもの	・資産取得の報告を四半期毎に変更(PDFにて電子メールによる提出/押印不要)。
8	共通	P30	III. 10. 2)	「体制整備等自己評価チェックリスト」および「研究不正行為チェックリスト」について	・委託研究契約締結に際して、「研究不正行為チェックリスト」の提出が新たな条件となることについて明記。

連番	区分	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
9	共通	P31	Ⅲ. 10. 5)	不正行為等の報告および調査	・文部科学省の区分に合わせて、「不正受給」を「不正使用」と同等の取扱いとするよう変更。
10	共通	P33	Ⅲ. 10. 7)	「研究公正ポータル」のご紹介	・研究公正推進事業の一環として、JSTが運営しているポータルサイトを追記。
11	企業等	P34	Ⅲ. 11.	各種報告書等の提出について	・経理様式3:「間接経費執行実績報告書」は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により報告するため削除。 ・経理様式6:繰越報告書を削除。 ・経理様式9,10:固定資産取得に係る報告書を半期毎から四半期毎に変更。
12	共通	P42	Ⅳ. 1.	研究成果に係る知的財産権の基本的な考え方	・知的財産権の出願や移転等に関する事前申請や各種通知について注意喚起を追記。
13	共通	P43	Ⅳ. 3. 1)	研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について	・第三者に移転する場合の注意点、第三者と共有する知的財産権を乙が放棄する場合の取扱いを追記。
14	共通	P44	Ⅳ. 4.	第三者が発明に参加した場合の取扱い	・JSTと研究契約を締結していない第三者が発明に参加した場合の留意事項を追記。
15	共通	P46	V.	研究成果の公表について	・研究成果を外部へ発表する際の取扱い等を追記。
16	企業等	FAQ	—	追加: 1005,1006,1007,1008,1202,1203,1204,2006 2007,4011,4012,4013,4014,4015,4016,4017 4201,4202,6016,6017	・多く受ける質問を追加。

連番	区分	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
17	共通	別添9	—	府省共通経費取扱区分表	・特記事項において制度固有の取扱いにACT-Iを追加。※各費目の執行に係る取扱詳細については、委託研究契約事務処理説明書を参照のこと。
18	企業等	経理様式1	—	委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)	・平成29年度から複数年契約が可能となったことから、前事業年度の契約額と決算額等を記入する欄を新設。
19	共通	経理様式3	—	間接経費執行実績報告書	・府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により報告するため削除。
20	共通	経理様式6	—	繰越報告書	・繰越は経理様式1委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)にて報告するため削除。
21	企業等	経理様式9	—	有形固定資産取得報告書	・報告対象となる固定資産の取得価額が20万円以上から50万円以上へと変更。 ・報告頻度を従来年2回であったところ、四半期毎の4回に変更。 ・資産の内容を確認するための提出書類を「納品書・請求書・カタログの写し」の3点に変更。
22	企業等	経理様式10	—	無形固定資産取得報告書	・報告対象となる固定資産の取得価額が20万円以上から50万円以上へと変更。 ・報告頻度を従来年2回であったところ、四半期毎の4回に変更。 ・資産内容を確認するための提出書類を「納品書・請求書・カタログの写し」の3点に変更。
23	共通	知財様式1、3	—	1:知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書 3:知的財産権移転承認申請書	・第三者と共有する知的財産権を研究機関が放棄することにより、当該第三者に研究機関の持分が移転することとなる場合は、「放棄(知財様式1)」ではなく「移転(知財様式3)」の取扱いとすることを注記に追加。

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正等があります。